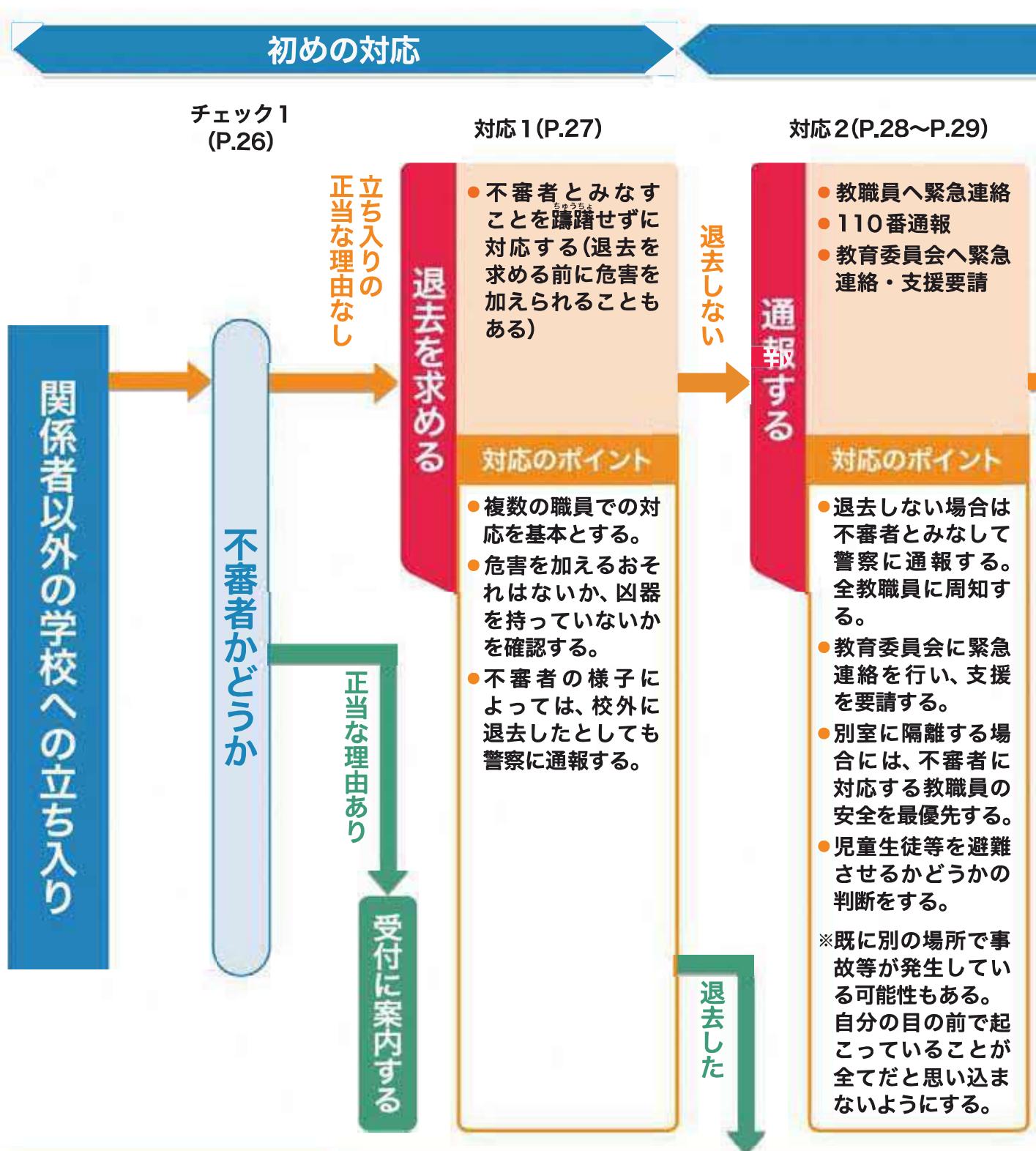


## 3 章

## 個別の危機管理

## 3-3 不審者侵入への対応

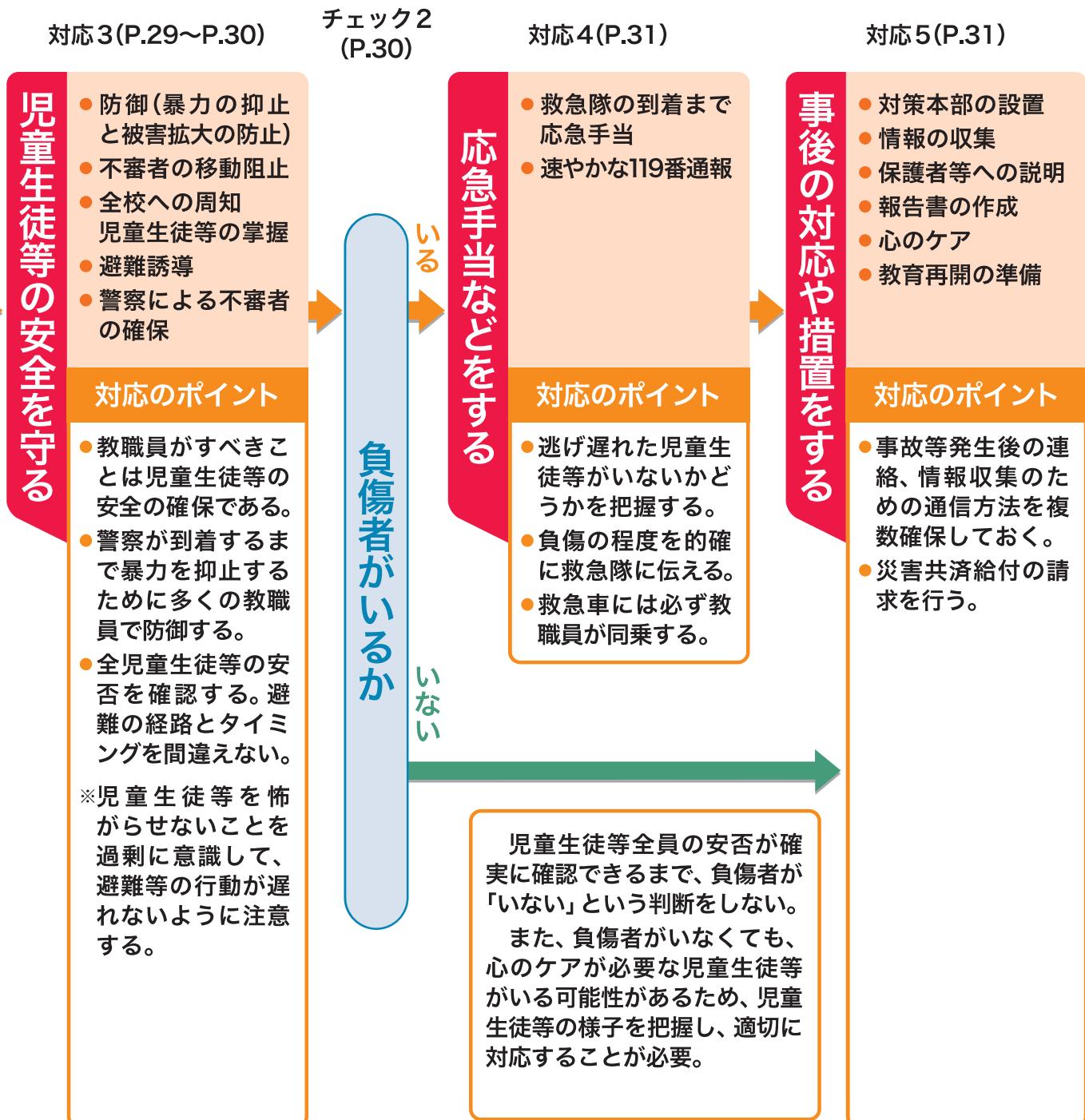
## 不審者の立ち入りへの緊急対応の例



各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行なう必要があります。

## 緊急事態発生時の対応

## 事後の対応等



のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようになります。他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

## チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るために、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持ってたりする場合には直ちに対応2に移ります。

### 【1】不審者かどうかを見分ける。

#### (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合って決めておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



#### (2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

#### (3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

## 対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうになった場合、凶器をっていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

### 【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。



### 【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向かないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。

### 【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

### 【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1)一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2)門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3)再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるので、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4)警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公私立学校に連絡することが必要です。

